

2014年6月20日 全4頁

巨大金融機関、規制自己資本比率が2倍に？

破綻処理に資する“GLAC”（ベイルイン債務）の拡充が求められるか

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- ここもと、巨大金融機関を対象とした新たな自己資本比率規制に関する議論が注目されている。その議論とは、“GLAC (Gone concern Loss Absorbing Capacity)”である。
- GLACは、G-SIFIs（グローバルなシステム上重要な金融機関）の破綻処理時の損失吸収力の充実方法についての議論である。金融機関の破綻処理枠組みが各管轄でまちまちである現状にかんがみ、金融安定理事会（FSB）が2013年9月のG20サンクトペテルブルク・サミットにて報告し、承認されている。
- GLACの内容は「ベイルイン債務」である。GLACに具体的に何が含まれるのかは、非常に重要なポイントになる。
- 仮にGLACがバーゼルⅢ適格の負債性その他Tier 1及びTier 2に限られるとした場合、G-SIFIsは今後バーゼルⅢ適格の劣後債の発行を一定額以上求められることが考えられる。もっとも、仮にGLACが預金保険制度の対象外の預金（非付保預金）をも包含するとした場合、そうした資本調達手段の新規発行の必要はなくなるだろう。
- GLACの最低必要水準については、バーゼル規制の2倍持つべきという主張もされているようである。
- 仮に、ベースをバーゼルⅢにおける自己資本比率の最低所要水準（8%）に資本保全バッファ（普通株式等Tier 1で2.5%）を合わせた10.5%とした場合、その2倍は21%である。
- FSBは、本年11月のG20ブリスベン・サミットにてGLACの定義やその最低必要水準について報告書を提出した後、これを市中協議に付すとともに、定量的影響度調査（QIS）を実施する予定である。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. GLAC の位置付け	2
■ 3. おわりに	4

1. はじめに

ここもと、巨大金融機関を対象とした新たな自己資本比率規制に関する議論が注目されている。その議論とは、“GLAC (Gone concern Loss Absorbing Capacity)” である。

GLAC は、G-SIFIs (グローバルなシステム上重要な金融機関) の破綻処理時の損失吸収力の充実方法についての議論である。金融機関の破綻処理の枠組みが各国・地域でまちまちである現状にかんがみ、代わりに G-SIFIs の損失吸収力だけでも強化すべく、金融安定理事会 (FSB) が 2013 年 9 月の G20 サントペテルブルク・サミットにて報告し、承認されている。

FSB は、GLAC の定義やその最低必要水準について、2014 年 11 月に開催される G20 ブリスベン・サミットにて報告する予定である。すなわち、現時点では、公式の詳細情報は存在していない。

そのような中でも、わが国で GLAC が急に注目されるようになったきっかけは、全国銀行協会会長が 2014 年 4 月 1 日に行われた記者会見にてこれについて言及したことである¹。

本稿では、こうした何も決まっていない状況を前提として、GLAC の位置付けを整理する。

2. GLAC の位置付け

(1) 適用対象

前述のとおり、GLAC は、G-SIFIs の破綻処理時の損失吸収力の充実方法についての議論である。そのため、G-SIFIs に該当しない金融機関には影響しない。

(2) G-SIBs サーチャージとの関係性

G-SIFIs に該当する銀行 (G-SIBs : グローバルなシステム上重要な銀行) については、GLAC の議論より先に、カテゴリーに応じて 1.0% から 2.5% の普通株式等 Tier 1 のサーチャージ (追加資本賦課) の枠組みが国際的に合意されている (いわゆる G-SIBs サーチャージ)。G-SIBs サーチャージは、2014 年 11 月に G-SIBs として特定された銀行に対し、2016 年から段階的に適用され、2019 年までに完全実施されることとなっている²。

¹ 全国銀行協会ウェブサイト参照 (<http://www.zenginkyo.or.jp/news/conference/2014/04/01235500.html>)

² G-SIBs サーチャージの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「システム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制の概要」(金本悠希) [2011 年 11 月 9 日]

GLAC は、この G-SIBs サーチャージとはまったく別の議論である。G-SIBs サーチャージが普通株式等 Tier 1 というゴーイングコンサーンの資本の追加的な賦課であるのに対して、GLAC はゴーコンサーン（実質破綻時）の損失吸収力の充実方法についての議論である。

(3) GLAC の定義

前述した記者会見にて、全国銀行協会会長は、GLAC を「破たん処理の際のペイルイン債務をどこまで持つかという議論」³と位置付けている。

この発言からもわかるように、GLAC の内容は「ペイルイン債務」である。

「ペイルイン」とは、一般的に、金融機関の破綻処理における無担保債務の元本削減（ヘアカット）又は普通株式転換をいう。こうした特徴を有する「ペイルイン債務」である GLAC に何が含まれるのかは、非常に重要なポイントになる。

仮に GLAC がバーゼルⅢ適格の負債性その他 Tier 1 及び Tier 2 に限られるとした場合、G-SIBs は今後バーゼルⅢ適格の劣後債の発行を一定額以上求められることが考えられる。もっとも、仮に GLAC が預金保険制度の対象外の預金（非付保預金）をも包含するとした場合、そうした資本調達手段の新規発行の必要はなくなるだろう。なお、GLAC が非付保預金をも包含するとした場合は、損失吸収の順位からは、ペイルイン特約付きのシニア債をも GLAC に含めることが認められると考えるのが自然であろう。

(4) GLAC の最低必要水準

前述した記者会見にて、全国銀行協会会長は、GLAC を「バーゼル規制の 2 倍持つべきという主張も見られる」⁴と述べている。

「バーゼル規制の 2 倍」と一口に言っても、複数のケースが考えられる。

仮に「バーゼル規制」を自己資本比率の最低所要水準である 8%（リスク・アセット比。以下省略）とした場合、その 2 倍は 16% である。この場合、最低所要水準と GLAC を合わせて 16%、すなわち GLAC 単体では 8% と考えるのが自然であろう。

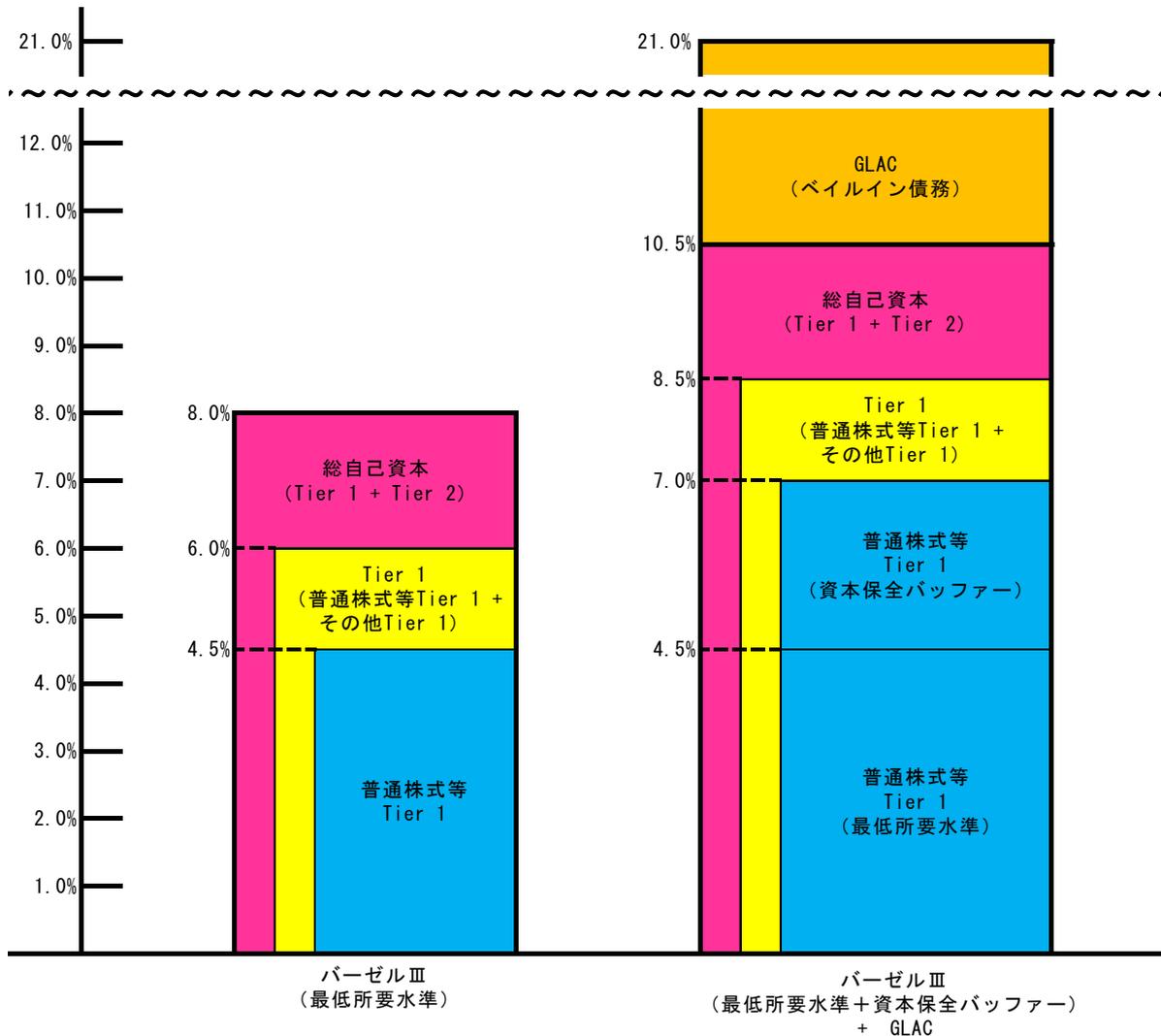
また、仮に「バーゼル規制」を、最低所要水準に資本保全バッファ（普通株式等 Tier 1 で 2.5%）を合わせた 10.5% とした場合、その 2 倍は 21% である。この場合、同様に、GLAC 単体では 10.5% となる。

図表 1 では、後者の「21%」である場合を想定し、バーゼルⅢと GLAC を合わせた最低必要水準を図示している。

³ 全国銀行協会ウェブサイト (<http://www.zenginkyo.or.jp/news/conference/2014/04/01235500.html>)

⁴ 全国銀行協会ウェブサイト (<http://www.zenginkyo.or.jp/news/conference/2014/04/01235500.html>)

図表1 バーゼルⅢと GLAC を合わせた最低必要水準 (21%の場合)



(注) カウンターシクリカル資本バッファーと G-SIBs サーチャージは考慮していない。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

3. おわりに

GLAC の議論は、前述のとおり、金融機関の破綻処理の枠組みが各国・地域でまちまちである現状に FSB がしびれを切らした形で提案されたものといえる。また、当然、さらなるペイルイン債務の保有を求める背景には、「納税者負担の最小化」という、バーゼルⅢでもお馴染みの理由がある。しかし、GLAC の導入が破綻処理制度の整合性を高めるといえるかどうかは、検証の余地があるものと思われる。そもそも、バーゼルⅢ、G-SIBs サーチャージに加えて、さらに GLAC というのは、どうしても混乱を招く議論といえよう。

FSB は、本年 11 月の G20 ブリスベン・サミットにて GLAC の報告書を提出した後、これを市中協議に付すとともに、定量的影響度調査 (QIS) を実施する予定である。

以上